平	成25年第3回	可今帰仁村議会臨	時会会議録									
招集年月日	平成	25年7月30日										
招 集 場 所	今帰	仁村議会議場										
開閉会日時	開会	7月30日 午前10年	7月30日 午前10時00分									
及 び 宣 告	閉 会	7月30日 午前10年	時44分									
	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名								
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和								
	2	石 川 清 友	9	山 城 太								
出席(応招)議員	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義								
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政								
	5	與那嶺 篤 哉										
	6	座間味薫										
	7	山 内 聰										
   欠席 (不応招)議員												
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7												
会議録署名議員	11	東恩納 寛 政	1	與 儀 常 次								
職務のため議場	事務局長	小那覇 安 啓	書記	宇茂佐和代								
に出席したもの	係 長	玉 城 民 枝										
	村長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男								
	副村長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島袋輝也								
	総務課長	島袋隆則	総務課主幹	當山清巳								
地方自治法第121条により説明のため議場に	教 育 長	新城敦	会計管理者	與那嶺 敏 秋								
出席した者の職氏名	学校教育課長	田港朝津										
	社会教育課長	上間恒章										
	建設課長	金 城 正 明										
	経済課長	小那覇 安 隆										

# 平成25年第3回今帰仁村議会臨時会

# 議事日程第1号

平成25年7月30日(火曜日)

- 1. 開 会 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘	要
新 ク 1		   会議録署名議員の指名		
2	<b>老</b>	会期の決定	説明	• 質疑
3	議案第29号	平成25年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	討論	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	議案第30号	工事請負契約について	討論	• 採決
5	議案第31号	工事請負契約について	祝明 討論	• 質疑 • 採決

O 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに 平成25年第3回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番 東恩納寛政議員及び1番 與儀 常次議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第29号 平成25年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

O 副村長 大城清紀君 おはようございます。議案書を配られておりますので、随時説明していきたい と思います。

議案第29号

平成25年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年7月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村一般会計補正予算

平成25年度今帰仁村一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,857万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ52億5,353万9,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# (地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年7月30日 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

	款		項補正前の額						正	額	計			
16 県	支 出	金								1, 123, 112		52, 936		1, 176, 048
			2	県	補	助	金	933, 900		52, 9	36	986, 836		
18 寄	附	金						5, 521		18, 2	76	23, 797		
			1	寄	附金		金	5, 521		18, 276		23, 797		
19 繰	入	金						233, 167		3	60	233, 527		
			1	繰	フ		金	233, 167		3	60	233, 527		
22 村		債						336, 200		7, 0	00	343, 200		
			1	村			債	336, 200		7, 0	00	343, 200		
	歳	入	合	計				5, 174, 967		78, 5	72	5, 253, 539		

歳 出 (単位:千円)

		款		項				補正前の額	補	計			
2	総	務	費				621, 915		5, 250	627, 165			
				1	総	務	管	理	費	496, 006		5, 250	501, 256
7	商	エ	費			152, 347		73, 322	225, 669				
				1	商		工		費	152, 347		73, 322	225, 669
		歳	出	合		計				5, 174, 967		78, 572	5, 253, 539

		 補	 正 前			 補		
起債の目的				T			1	
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金(西部地区)	千円	= <del></del> /#	5.0%以内	政府資金に	千円		5.0%以内	政府資金に
	37, 700	証書借入	(ただし、	ついては、 その融資条	37, 700	証書借入	(ただし、	ついては、 その融資条
村づくり交付金(中部地区)	18, 700	"	利率見直し	件により、	18, 700	II	利率見直し	件により、
村づくり交付金(東部地区)	29,800	"	方式で借り	銀行その他	29, 800	IJ	方式で借り	銀行その他
与那嶺諸志線道路改築事業	28, 400	,,,	入れる政府	の場合では その債権者	28, 400	]]	入れる政府	の場合では その債権者
村道古宇利線改良事業	4, 300	JJ	資金及び地	と協定する	4, 300	]]	資金及び地	と協定する
	4, 300	"	方公共団体	ものによ	•		方公共団体	ものによ
沖縄振興特別推進交付金事業	42, 300	"	金融機構資	る。 た だ し、村財政	49, 300	IJ	金融機構資	る。 た だ し、村財政
臨 時 財 政 対 策 債	175, 000	"	金 に つ いて、利率の	の都合によ	175, 000	"	金について、利率の	の都合によ
			見直しを	り据置期間 及び償還期			見直しを	り据置期間 及び償還期
			行った後に	限を短縮			行った後に	限を短縮
			おいては当	し、又は繰			おいては当	し、又は繰
			該見直し後	上償還もし			該見直し後	上償還もし
			の利率)	くは、低利に借換えす			の利率)	くは、低利 に借換えす
			-	ることがで			_	ることがで
			-	きる。			-	きる。
			-				1	
			-				-	
			-				-	
合 計	336, 200				343, 200			

-7 | 続きまして歳入の7ページをお開き願います。16款県支出金、2項県補助金、総務費県補助金です。 補正前の額が3億76万5,000円、補正額が5,293万6,000円、合計3億5,370万1,000円でございまして、 これは沖縄振興交付金事業補助金でございます。

続きまして8ページ、18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、補助前の額はゼロ円、補正額が1,827万6,000円でございます。これは地域活動拠点費指定寄附金でございます。

続きまして次ページ、19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正前の額が2億3,316万7,000円、補正額が36万円、補正後の額が2億3,352万7,000円、これは財政調整基金からの繰入金でございます。 続きまして10ページ、22款村債、1項村債、1目総務債、補正前の額が4,230万円、補正額が700万円、補正後の額が4,930万円、区分といたしまして、総務債700万円、沖縄振興特別交付金事業債によるものでございまして、700万円でございます。

続きまして歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額が3億7,881万円、補正額が525万円、計3億8,406万円となっております。財源の内訳としましては、国県支出金が420万円、地方債が100万円、一般財源5万円、節区分、13節で525万円、これは今帰仁村地域安心・安全告知整備事業でございます。いわゆる防災の事業でございます。

次ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、3目地域活動拠点活性化事業、補正前の額がゼロ円、補正額が7,332万2,000円、計7,332万2,000円でございます。補正額の財源内訳といたしましては、国庫支出金4,873万6,000円、地方債が600万円、その他1,827万6,000円、一般財源が31万円となっております。内訳といたしましては、12節役務費11万8,000円、13節委託料1,223万円、15節工事請負費6,097万4,000円、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 〇 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時10分)

〇 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時10分)

1番。

○ 1番 與儀常次君 7ページ、歳入、2節の沖縄振興特別推進交付金の事業内容を説明を求めます。 次の8ページ、2目指定寄附金の1節地域活動拠点費活性化事業1,827万6,000円の内容説明を求め ます。

それと10ページ、1目1節総務債の沖縄振興特別推進交付金事業の内容説明を求めます。

それと最後に11ページ、1目一般管理費の13節委託料525万円の今帰仁村地域安心・安全告知整備 事業の内容説明。以上です。

- 〇 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

7ページ、沖縄振興特別推進交付金については、上運天の公民館に充当するものでございます。上 運天の公民館の地域活動拠点活性化施設になっております。

それから8ページについては、村の事業主体でございますので、100%補助ではなく、補助残の分を上運天から寄附金ということで受けております。

10ページ、総務債でございますけれども、これについては活性化施設、そして防災行政無線の充当分でございます。

それから11ページ、今帰仁村地域安心・安全告知整備事業、これにつきましては一括交付金に伴う 防災行政無線の委託でございます。以上でございます。

- 〇 議長 久田浩也君 1番。
- 1番 與儀常次君 先ほどの総務課長の説明では上運天の公民館云々とありますけれども、これは上 運天からくるのは、地域負担分のお金がこっちにくるということですね。
- 〇 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時15分)

O 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時15分)

1番。

- 1番 與儀常次君 金額がこっちにくるということですので、理解しておきたいと思います。 次11ページです。防災無線は今後19字、どういった方法で防災無線の計画が今からなされていくのか、 その辺をお聞きします。
- 〇 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

これから専門業者に委託しますので、具体的にどの方法というのは、今のところちょっと差し控えさせていただきます。ただ概念といたしましては、前の議会でもお答えいたしましたとおり、字の行政同士の行政放送が共振しないよう、その辺は行政無線と防災無線の使い分けは出てくるのかなと考えております。以上でございます。

〇 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時17分)

〇 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時17分)

ほかに質疑ありませんか。11番。

O 11番 東恩納寛政君 歳出について質疑を行います。

12ページです。商工費の3目の地域活動拠点活性化事業の中の今回の第2回補正の93%以上を占める補 正額の7,332万2,000円、先ほどの質疑の中でもありました上運天公民館の事業化と思いますが、その役務 費、委託料、工事請負費についての詳細な説明ですね。それからこの中にあります特定財源1,827万6,000 円、これは先ほどの説明にもありました8ページの指定寄附金だとお伺いしています。この指定寄附金、 ふるさと指定寄附金の中だと思います。この使い方、金額がかなり細かくなっていますが、この金額の立 て方というのか、それについても説明を求めます。

- 〇 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

先に12ページ、役務費、委託費でございますけれども、役務費については建築確認です。手数料、それから委託の設計委託料でございます。

それから8ページの指定寄附金、これは目的を持った寄附金ということで、上運天区から補助残分の25%相当となっております。

答弁漏れがございますので、お答えいたします。15節の工事請負費ですね。これは躯体工事、それから 電気設備を含む工事となっております。以上でございます。

- 〇 議長 久田浩也君 11番。
- O 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

先ほどの1,827万6,000円ですが、指定寄附金というのがあるのですが、それがちょっとよくわかりません。例えば今ある寄附金の中に1から6の項目の中の、これを何に使うという目的でやった寄附金のことなのかどうか、それを確認したかったのですが、それは答弁で再度。このことなのかどうかですね、要するに寄附者が特別に今回公民館のためにということがあったのかということです。それからこの事業については、今回補正が出ていますので、設計及び工事も進むかと思います。これから後の日程です。着工がいつで、竣工がいつなのか、そういったものまで既に決まっていればです。それと場所なども確定しているのか、今の場所がちょっと狭いような気がするんですが、そこもその中で既にできているのか、もう少し詳細に説明を求めます。

- 〇 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

8ページ、指定寄附金についてのことでございますが、答弁が違う角度からいたしまして、再度ということでございますので、お答えいたします。これについては、ふるさと納税とは全く別のものでございます。そして個人からのものではなく、純然たる活動拠点施設の補助残分ということで寄附を受けております。相当分で受けております。それから場所については、現在の場所を想定して計画しております。それから工事期間中、行程については建設課長のほうからお答えいたします。

- 〇 議長 久田浩也君 建設課長。
- 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

工期についてですが、これから予算が成立しましたら、委託設計をかけていきます。委託の設計が完了次第、工事発注に向けて取り組んでいきたいと思っていますが、今のところ発注予定が大体10月ごろを予定しているんですが、一応工期は3月をめどに、今年度完成する予定で事業で進めていきたいと考えております。以上です。

O 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時22分)

〇 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時22分)

11番。

- **11番 東恩納寛政君** 全体に理解しておりますが、この指定寄附金について、もっと詳細に、ちょっと私は勘違いしておりました。ふるさと納税ではないということですが、あまり耳慣れないもので、指定ということは、例えば今回のように特別に財源が必要な場合に一般募集することになるのか、何パーセントというのは先ほど言っていました。もう少し詳細に説明を求めます。
- 〇 議長 久田浩也君 総務課主幹。
- 総務課主幹 **當山清巳君** 今の質疑ですが、要するに言葉がちょっとあれですけれども、公民館をつくる目的で字からその目的のために寄附を受けるということで、指定寄附金という考えをしています。個

人ではなくて、字全体から公民館をつくるためにということの目的です。募集はしていないです。字から つくってくれという要望に基づいて、設けている指定寄附金ということです。

〇 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時25分)

〇 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時28分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑に答弁漏れがございましたので、もう少し詳細にお答えいた します。

補助率については75%、この事業につきましては、事業主体が今帰仁村ということで、寄附行為ということで字上運天区から寄附金として受けております。以上でございます。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。3番。
- **O 3番 内間利三君** これは従来の方式と違って、主体が役場ということであるのですが、でき上がってからの運営というのは従来と全然変わらないのかどうか、固定資産的なものとか、そういうものが従来の字…。

〇 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時29分)

O 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時29分)

3番。

- 3番 内間利三君 歳出の12ページです。地域活動拠点活性化事業というのは、先ほどの質疑もいろいろあったんですが、主体が役場ということであるので、従来の公民館建設とは全然違ってきているのです。だからその場合でもでき上がって後からの管理とか、運営とか、財産の権利とかというのは公民館にあるのかどうか、答弁を求めます。
- 〇 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君 12ページのただいまの質疑にお答えいたします。

今帰仁村が事業主体でございますので、財産は今帰仁村の財産になっていきます。それから活用、運用 についてでございますけれども、機能的には従来の機能を有して活用していくと考えています。それから 指定管理にするか、委託契約にするか、今後詰めていきたいと考えております。以上です。

- 〇 議長 久田浩也君 3番。
- 3番 内間利三君 ただいまの総務課長の説明では、財産は村だということであるんですが、これは やはり修理とか、そういうものも出たときには、全部主体的に役場ということに、修理、管理とか、そう いうものをやるのは役場であるのかどうか、確認いたします。答弁を求めます。
- 〇 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

補修等、維持管理等については、まだ具体的にどういう部分というふうに取り決めはしていないんですが、一般的な考えとして、通常、消耗していくようなものとか、小さなガラスの破損とか、そういうものは使用している上運天区になっていくのではないかと考えております。特に大きな施設の損傷とか、そういうものでない限りは、上運天に維持管理、補修はやっていくのではないかと考えております。以上でご

ざいます。

- 〇 議長 久田浩也君 3番。
- 3番 内間利三君 もう一度確認いたします。結果的に修理とか、そういうものは従来、そ~れとか、 そういう建物とかと同じような考えでいいのかどうか、そ~れのやっている方式、そういうふうにとらえ ていいのかどうか、答弁を求めます。
- 〇 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時34分)

O 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時34分)

総務課長。

- O 総務課長 島袋隆則君 先ほどの維持管理についての補修等についてでございますが、先ほどのは撤回して、従来の事業等でやってきたとおり、使用しているところに、公民館にすべて維持管理、補修等はやっていくと考えております。以上でございます。
- 議長 久田浩也君 ただいまの3番 内間利三議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55 条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。3番。
- 3番 内間利三君 先ほどの総務課長の答弁は撤回するということでありましたが、従来の構造改善等、そういう導入でやった公民館と全然違わないということを申し上げていたのですが、結果的に主体は役場だということで、先ほど財産は役場のものだということをおっしゃっていたのですが、それも撤回ですか、どうか、確認いたします。
- 〇 議長 久田浩也君 総務課長。
- 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

やはり事業主体は今帰仁村でございますので、財産権は今帰仁村となると考えております。以上です。

O 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第29号 平成25年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第29号 平成25年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第30号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

〇 副村長 大城清紀君

## 議案第30号

#### 工事請負契約について

村営仲宗根団地新築建築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1. 契約の目的 村営仲宗根団地新築建築工事
- 2. 契約の方法 指名競争入札
- 3. 契約の金額 ¥156,450,000
- 4. 契約の相手方 今帰仁村字天底86番地

有限会社 上宏工業

代表取締役 外 間 宏 正

平成25年7月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

村営仲宗根団地新築建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

次ページに工事請負契約書が添付されておりますので、お目通し願います。ちなみに工事概要といたしましては、住宅12戸、2階建ての12戸を建築するものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○ 議長 **久田浩也君** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第31号 工事請負契約について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

### 〇 副村長 大城清紀君

議案第31号

### 工事請負契約について

諸志簡易水道施設整備工事9工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1. 契約の目的 諸志簡易水道施設整備工事9工区
- 2. 契約の方法 指名競争入札
- 3. 契約の金額 ¥78,750,000
- 4. 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根249番地の5 株式会社 金良建設 代表取締役 金 良 敏 夫

平成25年7月30日提出 今帰仁村長 與那嶺 幸 人

### 提案理由

諸志簡易水道施設整備工事9工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

次のページに工事請負契約書が添付されておりますので、お目通しを願いたいと思います。ちなみに工期は、契約締結の日から160日でございます。これは与保城の浄水場内の外構造成、場内配管、浄化槽の設置でございます。以上でございます。よろしくお願いします。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番。
- O 1番 與儀常次君 議案第31号 工事請負契約について質疑いたします。 この整備工事の9工区の工事内容を説明求めます。
- 〇 議長 久田浩也君 建設課長。
- 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

工事内容についてですが、これは諸志簡易水道施設整備工事に伴って、与保城浄水場内の場内整備を行う工事です。主に場内整備は現在配水池とか、ろ過池とか、今回8工区のほうで普通沈澱池を発注して今工事中ですが、その周辺の擁壁関係とか、あと周りの排水です。あと周辺の道路、浄水場内の周辺に道路

をつくりますので、それに関する舗装とか、そういったものが主な内容になっております。以上です。

O 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第3回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時44分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久田浩也

署名議員 東恩納 寛 政

署名議員 與 儀 常 次